

Insurance

IFRS Newsletter

Issue 56, November 2016

「2016年11月に行われた決定によって、IFRS第17号を適用する際の、主要な分野における実務上の負担及びコストが一部軽減されるはずである」

— KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS 保険リーダー
Joachim Kölschbach

内容

寄せられたフィードバックの要約	2
集約のレベル	3
見積りの変更の認識	7
財務リスクを低減するために用いるデリバティブ	9
移行措置	11
残りの論点	15
別表：IASBの再審議の要約	19
マイルストーンと今後のスケジュール	30

最終基準書に向けての準備

2016年11月、IASBは、新たな保険契約に関する基準書のドラフト（IFRS第17号草案）に対する外部検証から発見された事項について審議し、提起された論点の一部に対処した。

集約のレベル

契約ポートフォリオは、少なくとも、当初認識時点で不利な契約、当初認識後に不利となる重要なリスクがない契約及びその他の契約に分類されることとなる。ただし、企業は、発行が1年超離れている契約を同じグループにすることは禁止される。

見積りの変更の認識

IASBは、実績調整が将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更をもたらす直接の原因である場合には、それらの合算した影響を当期純利益に認識するという事で合意した。

財務リスクを低減するために用いるデリバティブ

IASBは、企業がデリバティブを用いて（変動手数料アプローチの対象である）保険契約から生じる財務リスクを低減している場合には、特定の要件を満たせば、財務リスクの変化の影響を契約上のサービス・マージン（CSM）から除外することを認めることで合意した。

移行措置

IASBは、一部の移行措置に関する規定を変更し、企業は新たな保険契約に関する基準書（IFRS第17号）を、実務上不可能でない限り、遡及適用するよう定めることを確認した。遡及適用が実務上不可能な場合には、企業は修正遡及アプローチか、公正価値アプローチを選択することが認められる。

適用日

IASBは、IFRS第17号を2017年上半期に公表することを前提に、2021年1月1日以降開始する事業年度に、企業はIFRS第17号を適用するという事で合意した。企業は、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」も適用する場合には、IFRS第17号を早期適用することができる。

次のステップ

IASBスタッフは、IFRS第17号のドラフト作成プロセスを継続中であり、2017年上半期にIFRS第17号を公表することを見込んでいる。

寄せられたフィードバックの要約

回答者は、集約のレベル、移行措置及び変動手数料アプローチ等の主要な論点に対して、おおむね一致した内容のフィードバックを提供していた。

2016年2月から開始した投票プロセスの一環として、IASBスタッフは、IFRS第17号草案の外部検証をトピック別に行った。これらのトピックには、特に集約のレベル、見積りの変更の認識、財務リスクを低減するために用いるデリバティブ及び移行措置が含まれていた。

外部検証の目的は、企業が特定の規定をどのように解釈しているか、及び（該当する場合）これらの規定を適用する際に、どのような実務上の困難に直面する可能性があるかについての証拠をIASBに提供することにあった。

過去2ヶ月間にわたり、IASBスタッフはフィードバックを分析し、2016年11月にそのフィードバックをIASBに提示した。

本ニュースレターでは、回答者からの主なフィードバックを「寄せられたフィードバックの内容」というセクションに記載し、このフィードバックに対するIASBスタッフの対応及びこのフィードバックに基づき、IASBが講じた措置についての議論を「IASBスタッフの提案」及び「IASBの決定」というセクションに記載している。

集約のレベル

契約ポートフォリオは、少なくとも、当初認識時点で不利な契約、当初認識後に不利となる重要なリスクがない契約及びその他の契約に分類される。

規定案の内容

企業は、不利な契約のグループに係る損失を認識するか否かを判定し、当初認識後のCSMを測定するために、契約をグループに集約することとなっていた。このようなグループは、当初認識時に企業が金額及び時期に関する主要な仮定の変化に対して同様に反応すると見込む将来キャッシュフローを有し、かつ、類似の収益性を有すると見込む契約から構成することとなっていた¹。

寄せられたフィードバックの内容

外部レビューワーはおおむね、規定案によると非常に多数の契約グループが形成され、各グループの契約は少数となり、過度に詳細で、コストと負担の掛かる計算が要求され、必ずしも情報の質の向上に見合った結果になるとは限らないと述べていた。

大半の外部レビューワーは、この詳細さのレベルは規定案の「類似の収益性」に起因するものであると考え、この用語をどう解釈するかも不明確であると考えた。

大半の外部レビューワーは、これらの規定案を適用すると、収益性を評価し契約の実績を記録する現行の実務の管理方法とは概して異なる結果となり、経営報告並びに財務上及び規制上の報告の処理のために、現行用いられているグループの数よりもはるかに多数のグループが形成されると指摘した。

回答者のほぼ全員が、不利な契約に係る損失は損益計算書において会計処理しなければならないという原則を支持したものの、グルーピングの目的が明確に表現されていないと考える回答者が大半を占めた。

IASBスタッフの提案

グルーピングに関する規定

IASBの結論は、契約が不利な場合の制限に関するものであり、以下のように、そのような契約を当初認識後に収益性がある契約と同じグループにしてはならないとするものである。

- 不利になるリスクが大きい契約のグループは、不利になるリスクが小さい契約と同じグループにしてはならない。
- CSMは、契約に基づき提供するサービスを反映する方法で期間配分しなければならない。

IASBスタッフは、IASBが意図した結果の一部は、たとえ企業がより大きなグループに契約を集約することが認められる場合であっても達成される可能性があり、このような場合を認めることは、財務諸表作成者にとっての実務上のコストという観点では大きなメリットになると考えた。IASBスタッフはまた、会計上要求される情報を内部報告及びリスク管理と整合的な情報に統一することは一般的に望ましいことであると指摘した。

1 正確な規定については、「IASB's August 2016 testing questionnaire」の「Topic 1 – Aggregation of contracts」を参照。

したがって、IASBスタッフは、以下を行うことによって、企業に実務上の軽減措置を提供できると提案した。

- 契約が「主要な仮定の変化に対して同様に反応する」か否かの判定は、経営者が主要な仮定のモニタリング及び管理を行うレベルで評価することを期待している（すなわち、商品種類ごとに含まれる契約は同様のリスクを有していることが見込まれる）ことを明確にする。
- トップダウン・アプローチを用いて、個々の契約をグルーピングするのではなく、契約グループを分けることに焦点を当てる（例：保険契約ポートフォリオを組成する際に、特定の要件に基づき、さらなる細分化が必要か否かを判断する）。

IASBスタッフは、各ポートフォリオについて、少なくとも以下の3つのグループにポートフォリオを細分化することを提案した。

- 当初認識時点で不利な契約
- 不利になる重要なリスクがない契約（すなわち、CSMの調整の結果、収益性を維持することができるであろう契約）
- 当初認識時点で不利ではないその他の契約（すなわち、CSMの調整の結果、収益性を維持するのが困難であろう契約）

IASBスタッフは、このように規定することによって、IASBの意図を達成し、「類似の収益性が見込まれること」という要件に従って企業が契約をグルーピングするという規定案によって生じた可能性のある、実務上の負担を軽減できると考えた。

IASBスタッフはまた、発行が1年超離れている契約を企業が同じグループにすることを禁止することを提案した。IASBスタッフは、このように規定することは実務上可能であり、CSMの配分上望ましい結果が維持されることになると指摘した。

この提案は、ある保険契約者の損失が同じ保険契約ポートフォリオに含まれる（が、年次コーホートは別であってもよい）別の保険契約者の利得と相殺されるという相互扶助が機能する保険契約（相互保険契約）にも適用されることになる。IASBスタッフは、相互保険契約の影響は履行キャッシュフローに含めて考慮すべきであると指摘した。したがって、グループで生じる損失は、そのグループを含む相互保険契約ポートフォリオに収益性がある場合には、不利とみなされなくなる。

CSMに係る利息の計上額を算定するために用いる割引率

外部レビューワーは、グループ内にはCSMに係る利息を異なる利率で計上している契約も含まれる可能性があるという懸念も示した。すなわち、契約をそれぞれ異なる利率で計上することが必要となる結果、企業は、同一グループ内でそれぞれ異なる利率で契約を追跡することが必要となる。

IASBスタッフは、この懸念を認め、CSMに係る利息の計上について、企業は平均期間が1年以内である加重平均割引率を用いてもよいという提案をした。

IASBの議論

複数のIASBメンバーは、IASBスタッフの提案を支持し、実務への適用可能性及びコストに関する懸念とIASBの目的の達成との間で「適正なバランスを取る」よう指摘した。IASBスタッフの提案を支持したメンバーの中には、従前の提案（すなわち、より原則主義的なアプローチ）の方が望ましいと表明する向きもあったが、外部レビューワーは、その従前の提案をIASBが意図した場合よりも、はるかに多数のグループをもたらすものであるというように解釈したことも認識した。別のIASBメンバーは、IASBの目的は何か、その目的を達成するための方法として何を盛り込むかを基準書で明らかにすべきであると述べた。

IASBスタッフは、相互保険契約にIFRS第17号を適用する方法を定めたガイダンスを追加し、発行が1年超離れている契約を企業が同じグループにすることを禁止する旨を明記する予定であると述べた。ただし、企業はより頻繁にグルーピングを行う可能性もある。IASBスタッフは、当初認識時に利用可能な情報に基づき、契約を他の契約と同じグループにすることが可能な場合には、当初認識時にそれらの契約を一体として測定できるようにすることも明らかにした。

IASBの決定

IASBは、以下のように、IASBスタッフの提案に同意した。

- 「ポートフォリオ」の定義（すなわち、ポートフォリオとは、同様のリスクにさらされており、かつ単一のプールとして一括して管理されている契約のグループである）を維持する。IFRS第17号では、各商品（例：年金や終身保険）に含まれる契約は同様のリスクを有していることが見込まれるため、異なる種類の商品に含まれる契約は、同じポートフォリオ内にはないことが見込まれるというガイダンスを提供する。
- 企業は、当初認識時に不利な契約を識別し、当初認識時に不利ではない契約とは別のグループにすることが要求される。また、企業は、当初認識時に利用可能な情報に基づき、契約を他の契約と同じグループにすることが可能であると判断できる場合には、それらの契約を一体として測定することができる。
- 企業は、当初認識時に不利ではない保険契約について、ポートフォリオを2つのグループ（不利になる重要なリスクがない契約のグループと、その他の収益性がある契約のグループ）に分けることによって測定することが要求される。IFRS第17号では、以下のガイダンスを提供する。
 - 企業は、グループ内の契約が不利になるリスクを、見積りの変更に関する企業の内部報告と整合的な方法で評価する。
 - 企業は、グループ内の契約が不利になるリスクを、発生すればその契約が不利となる見積りの変更に対する履行キャッシュフローの感応度に基づき評価する。
 - 企業は、ポートフォリオをさらに分けることが認められる。例えば、企業の内部報告で契約が不利になるリスクを区別する情報が提供されている場合に、それが認められる。
- 企業は、発行が1年超離れている契約を同じグループにすることは禁止される。

- 企業は、CSMに係る利息の計上について、平均期間が1年以内である加重平均割引率を用いることが認められる。
- IASBは、企業は契約グループに係るCSMを時の経過に基づき配分することを定めた、従前の提案も確認した。したがって、CSMは、当期及び予想される残存カバー期間にわたって配分され、その配分は、グループ内の契約の予想されるデュレーション及び規模を反映して、カバー単位に基づき行われることになる。

KPMGの所見

今回の改訂案によって、グループ（すなわち、会計単位）の数は従前の提案で見込まれた数よりも少なくなる見通しである。したがって、新基準の適用に伴う多大な負担が軽減され、適用コストも減少する可能性がある。ただし、企業は、依然として保険契約のグループを保険契約ポートフォリオよりも小さいレベルで識別しなければならない。

企業は、集約のレベルの評価に「トップダウン」アプローチを適用できるようになる（すなわち、企業は、ポートフォリオ・レベルから開始し、さらなる細分化が必要か否かを判断できる場合もある）。

当初認識時に不利な契約を含んでいない保険契約ポートフォリオについて、以下のいずれかに該当する場合には、集約のレベルはポートフォリオ・レベルに一致する可能性があるが、それは契約が同年度に発行された場合に限られる。これは、IASBの従前の提案よりも、事業の管理及び現行の会計処理が行われているレベルに一致する可能性がある。

- すべての契約で不利になる重要なリスクがない場合
- すべての契約で不利になる重要なリスクがある場合

一部の契約に係る当初認識時の損失が他の契約に係る利得によって相殺される結果、ポートフォリオ全体に収益性が生じる場合には、この規定案では、IFRS第17号に基づく報告の結果と、経営者がそのポートフォリオに係る事業を管理するのに用いる報告の結果との間で生じる可能性のある、潜在的な不整合が解消されると思われる。

見積りの変更の認識

実績調整が将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更をもたらす直接の原因である場合には、合算した影響を当期純利益に認識する。

規定案の内容

企業は、実績調整を現在または過去のサービスに関連するものとみなして当期純利益に認識し、将来キャッシュフローの見積りの変更を将来のサービスに関連するものとみなしてCSMの調整として認識することとなっていた。ただし、前者が適用されない状況として、実績調整が将来キャッシュフローの見積りの変更をもたらす結果となる事象の影響があった。それらの合算した影響は、将来のサービスに関連するものとみなされ、CSMの調整が行われることとなっていた²。

寄せられたフィードバックの内容

多くの外部レビューワーは、実績調整及び関連する将来キャッシュフローの見積りの変更を合算した影響に係る、規定案の解釈及び適用に難儀していた。また、多くの外部レビューワーは、実績調整によって見積りの変更が生じる場合と、生じない場合をどのように区別するかが不明確であると考えた。

回答の中には、合算した影響をCSMではなく損益計算書で会計処理すれば、実務上それほど難しくはならないという回答もあったが、このような会計処理を行うと、損益計算書に会計上ボラティリティが生じる可能性があるとして指摘する回答もあった。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、企業はどのような見積りの変更を検討すべきなのかを理解することに、難儀している可能性があることを認識した。なぜなら、過去及び現在の実績は、将来に関する仮定の変更を決定するために、利用される場合もあるからである。例えば、企業は、実績調査を通じて、過去の実績（例：死亡率）とともに最近の実績を定期的に見直している場合がある。これらの調査は、将来キャッシュフローの見積りを算定する際に、将来に関する仮定を将来に向かって変更することを決定するために利用される。IASBスタッフの意図は、このような変更を現在または過去の期間において生じた実績調整によって生じたものとみなすことではなかった。IASBスタッフは、以下の両者を区別することは可能であると考えた。

- 実績調整と組み合わせて検討すべきキャッシュフローの見積りの変更（例えば、当期における失効率の予想外の増加は、予想されるカバー単位及びそれに関連する履行キャッシュフローが減少する直接の原因となる）
- キャッシュフローの見積りのその他の変更（例：年次実績調査の結果として、将来の失効率の仮定を将来に向かって変更する）

IASBスタッフは、実績調整と組み合わせて検討すべきキャッシュフローの見積りの変更は、実績調整によって「直接」生じる変更であると提案した。なぜなら、その実績調整によって、契約のグループに関する将来の権利及び義務の測定のみならず、それらの権利及び義務自体（すなわち、カバー単位の数）も変わるからである。

² 正確な規定については、「IASB's August 2016 testing questionnaire」の「Topic 5 – Recognition of changes in estimates」に掲載されているIFRS第17号草案のB93項を参照。

IASBスタッフはさらに、実績調整及びそれによる将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更を合算した影響をCSMで調整することによって、新基準の適用に伴うコストが増加する可能性があることを指摘した。しかし、IASBスタッフは、これらのコストは、この調整をCSMではなく損益計算書で認識すれば減少する可能性があると考えた。

IASBスタッフは、変動手数料アプローチに基づき測定される契約に係る実績調整のうち、基礎となる項目に影響を及ぼさないもの及び財務リスク以外のリスクから生じるものについても分析した。IASBは過去に、これらの項目はCSMで調整することを決定していた。しかし、これは以下のような一般的なモデルに基づく取扱いと整合していない。

- 将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更をもたらす直接の原因ではない実績調整
- (2016年11月にIASBスタッフが提案している)実績調整の影響を合算するための取扱いに関する改訂案

IASBスタッフは、これらの項目の取扱いにおける一般的なモデルと変動手数料アプローチの間の違いを正当化する理由はないと考えた。したがって、IASBスタッフは、これらの項目を当期純利益に認識することを提案した。

IASBの決定

IASBは、以下のIASBスタッフの提案に同意した。

- 実績調整が将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更をもたらす直接の原因である場合には、その実績調整及び将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更を合算した影響は、CSMで調整するのではなく、当期純利益に認識する。
- 変動手数料アプローチに基づき測定する契約の場合、基礎となる項目に影響を及ぼさない財務リスク以外のリスクから生じる実績調整及び将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更の直接の原因となる実績調整は、CSMで調整するのではなく、当期純利益に認識する。
- 実績調整は、契約のグループに係る将来の権利及び義務（すなわち、カバー単位の数）に変化を及ぼす場合にのみ、将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更の直接の原因となる。既存の権利及び義務の測定のみが変動する場合には、実績調整はその直接の原因とはならない。

KPMGの所見

保険契約は通常、毎事業年度実績調整の影響を受ける。実績調整及びそれによる将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更を合算した影響がCSMで調整されることになれば、測定はさらに難しくなり、企業が実務上CSMを計算する際に検討しなければならない事項は増えることだろう。

2016年11月のIASBの決定によって、CSMで調整される項目の数は減少することが期待され、CSMの事後測定の複雑性は緩和されるはずである。

財務リスクを低減するために用いるデリバティブ

IASBは、過去の決定の適用範囲を拡大して、一般的なモデルと変動手数料アプローチを近づけることを決定した。

規定案の内容

IASBは過去に、企業が当期純利益を通じて公正価値で測定する（FVTPL）デリバティブを用いて、変動手数料アプローチの対象である保険契約に組み込まれている金融オプションまたは保証から生じる金融市場リスクを低減している場合には、一定の要件を満たしていれば、企業が履行キャッシュフローを用いて算定した組み込まれた金融オプションまたは保証の価値の変動を当期純利益に認識することを認めることで合意していた³。

寄せられたフィードバックの内容

これらの規定が関連する外部レビューワールの大半は、これらの規定案によって会計上のミスマッチが低減するため、これらの規定案を支持した。しかし、その大半のレビューワールは、これらの規定案は、一般的なモデルを用いて会計処理する契約にも適用されるべきであると考えた。

一部の外部レビューワールは、これらの規定案の適用範囲を拡大し、デリバティブによるヘッジを通じて低減している財務リスクの他の変化（例：基礎となる項目に対する企業の持分の変動）とともに、ヘッジ対象である場合の財務リスク以外のリスク（例：死亡リスクや長寿リスク）の変化も含めるべきであると考えた。

中には、これらの規定案を将来に向かって適用すると、移行時に著しい会計上のミスマッチが生じ、その結果、移行日現在の株主資本及び移行後の将来の利益の虚偽表示が生じるおそれがあると述べたレビューワールもいた。

1名の外部レビューワールは、保険契約キャッシュフローの評価に用いる割引率とデリバティブの評価に用いる割引率が異なるため、著しい会計上のミスマッチが生じることになる述べた。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、変動手数料アプローチでは、企業がFVTPLで測定するデリバティブ（契約の基礎となる項目とみなされていない）を用いて以下の項目を低減すると、類似の会計上のミスマッチが生じる可能性があることを認識した。

- 基礎となる項目に対する企業の持分から生じる金融市場リスク
- 保険契約に組み込まれている金融オプションまたは保証

これらの会計上のミスマッチを低減するためのIASBの過去の決定は、保険契約に組み込まれている金融オプションまたは保証のみに適用することが認められていた。両者に類似性があることを踏まえ、IASBスタッフは、この適用を認める範囲を拡大し、財務リスクの他の変化（すなわち、基礎となる項目に対する企業の持分から生じる財務リスクの変化）をその範囲に含めることを提案した。

3 正確な規定については、「IASB's August 2016 testing questionnaire」の「Topic 3 – Derivatives used to mitigate financial market risk」に掲載されているIFRS第17号草案のB104項を参照。

IASBスタッフは、外部レビューワーの他のフィードバックも検討したが、他にはIASBの過去の決定を変更するような提案を行わなかった。その主な理由は、この規定の目的が、必要に応じて一般的な測定モデルと変動手数料アプローチを一致させることにあるからである。リスク低減活動の会計処理に関する一般的な懸念に対処することは、IASBスタッフの意図ではない。また、フィードバックの中には、IASBがすでに検討した事項もあった。

IASBの決定

IASBは、企業がデリバティブを用いて（変動手数料アプローチの対象である）保険契約から生じる財務リスクを低減している場合には、特定の要件を満たしていれば、その財務リスクの変化の影響をCSMから除外することを認めるという、IASBスタッフの提案に同意した。これによって、IASBの過去の決定の適用範囲は、変動手数料アプローチが適用される保険契約に反映されているすべての財務リスクにまで拡大することになる。

移行措置

IASBは、規定案を改訂し、IFRS第17号への移行時に認められる修正アプローチの適用可能な範囲を拡大した。

規定案の内容

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づき、実務上不可能な場合を除き、IFRS第17号を遡及適用することとされていた。CSMの測定を、表示される最も早い事業年度の期首時点において、その測定を遡及して行うことが実務上不可能な場合には、企業は簡素化された移行アプローチを用いることとされていた。簡素化された移行アプローチに基づき、表示される最も早い事業年度の期首時点のCSMを見積ることが実務上不可能な場合には、表示される最も早い事業年度の期首時点のCSMは、その日時点の保険契約の公正価値が、測定された履行キャッシュフローを上回る場合に、その超過額として算定することとされていた⁴。

寄せられたフィードバックの内容

大半の外部レビューワーは、IFRS第17号草案の移行措置の適用について、その適用可能性とコストの両面において困難があることを懸念していた。

大半の外部レビューワーは、完全遡及アプローチを適用できる契約の金額は著しく限定的（すなわち、10%未満）となるだろうと考えた。ただし、既存の契約についてすでに必要なデータを入手している場合や、IFRS第17号の公表日に近い日やその公表後に発行する予定の契約については、完全遡及アプローチを適用できる可能性もあるという意見もあった。

一部の外部レビューワーは、簡素化された移行アプローチの実務可能性及び適用能力、並びにこのアプローチが十分な負担軽減措置の提供となるか否かについても懸念を表明した。これらの懸念には、信頼性のあるデータを入手し信頼性のある見積りを決定する際の困難性も含まれている。必要なデータ量を考慮すると、完全遡及アプローチよりも簡素化された移行アプローチの方が、実務可能性が高いともいえないという意見もあった。

移行時の公正価値アプローチについても、公正価値の測定の観点やこのアプローチではCSMの金額が小さくなり過ぎるという予想から懸念が表明されていた。

「実務上不可能」という用語の解釈とともに、移行措置が適用される会計単位や、IFRS第17号の適用開始前及び開始後に発行された契約について同じグループを適用できるか否かという点についても懸念が表明されていた。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、遡及適用が実務上可能な場合にはそれを要求することが重要であると考えた。ただし、IASBは、完全遡及適用が実務上不可能な場合には、簡素化されたアプローチを強制するのではなく、認められる修正遡及アプローチを適用できる範囲を変更する提案を行った。

⁴ 正確な規定については、「IASB's August 2016 testing questionnaire」の'Topic 6 – Transition'を参照。

IASBスタッフは、従前の簡素化されたアプローチの概念ではなく、修正アプローチを適用することにより、企業は必要な範囲のみを修正した遡及的な情報を使用できるようになり、さらに過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いて遡及的なアプローチが適用できるようになると考えた。これによって、首尾一貫性が確保されるとは限らないが、完全遡及アプローチに最も近い結果が達成されることになる。

IFRS第17号草案は、変動手数料アプローチに基づき会計処理する契約に対しては、若干異なる移行アプローチを提案していた。主な相違点は、CSMの算定を、表示される最も早い事業年度の期首時点ではなく、適用開始日時点で利用可能な情報に基づき行うという点である。これは、表示される最も早い事業年度の期首現在の基礎となる項目の公正価値を算定のために事後的判断を用いるという懸念があったためである。企業に残されたIFRS第17号の適用開始までの時間を考慮して、一連の認められた修正遡及アプローチを用いて、表示される最も早い事業年度の期首現在のCSMが算定されるように、IASBは移行措置を一般的なモデルの移行措置に合わせる提案を行った。

IASBスタッフは引き続き、完全遡及アプローチが実務上不可能な場合の会計方針の選択として、及び修正遡及アプローチを適用するための過大なコストや労力を掛けずに合理的で裏付け可能な情報が入手できない場合の必要な措置として、公正価値アプローチを利用することを支持した。IASBスタッフは、公正価値アプローチに基づき（かつ、修正遡及アプローチについてIASBスタッフが推奨する修正と整合する形で）、企業が、表示される最も早い事業年度の期首または契約開始時のいずれかの時点で、複数の評価（例：契約をどのようにグルーピングするかの評価や変動手数料アプローチの適格性の評価）を認める提案をした。

また、IASBスタッフは、表示される最も早い事業年度の期首時点で算定した割引率を用いて移行後のCSMの利息計上及び調整を行うことを認め、それに関連する開示を要求することを提案した。

さらに、上記の提案の結果、異なる移行措置が、企業ごとに、及び同一の企業において商品ごとに適用される可能性があることを踏まえ、IASBスタッフは追加的な開示規定を提案した。

IASBの決定

IASBは、以下のIASBスタッフの提案に同意した。

概要

- 企業は、IAS第8号に基づきIFRS第17号の規定を保険契約のグループに遡及適用してグルーピングするが、これが実務上不可能な場合はその限りではない。
- 企業が遡及してグループを識別することができない保険契約に対して、及び遡及適用が実務上不可能な保険契約のグループに対して、企業は修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチの選択が認められる。修正遡及アプローチが実務上不可能な場合には、企業は公正価値アプローチを用いなければならない。

修正遡及アプローチ

- 修正遡及アプローチの目的は、合理的で裏付け可能な情報を用いて遡及適用に最も近い結果をもたらすことである。したがって、企業は特定の修正⁵を用いることが認められるが、修正遡及アプローチの目的を果たすのに必要な最低限の修正のみ行う。
- 修正遡及アプローチを適用するにあたって、企業は完全遡及アプローチを適用するために用いたであろう情報を最大限に利用するが、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な情報のみを用いる必要がある。

変動手数料アプローチ

- 企業は、表示される最も早い事業年度の期首時点で決定した、変動手数料アプローチについて認められる修正⁶を用いてCSMを算定する。

公正価値アプローチ

- 公正価値アプローチに基づき、かつ修正遡及アプローチについて推奨される修正と整合する形で、企業は以下を行う。
 - 以下のいずれかの時点において、契約が変動手数料アプローチの適用要件を満たすか否か、契約のグルーピングの方法、及び一般的なモデルが適用される契約の見積キャッシュフローに及ぼす裁量の影響に関する算定方法の評価を行うことが認められる。
 - 契約開始時：その時点における契約条件及び市況を前提に企業が決定したであろう事項についての合理的で裏付け可能な証拠に基づき、評価を行う。
 - 表示される最も早い事業年度の期首。
 - 企業は、発行が1年超離れている契約を同じグループとすることを禁止されない。
 - 企業は、表示される最も早い事業年度の期首現在の割引率を用いて、以下を行うことが認められる。
 - 企業が一般的なモデルを適用する契約グループに係るCSMの利息計上及び調整
 - 企業が無配当契約について保険金融収益または費用を当期純利益とその他の包括利益（OCI）に分解するという会計方針の選択をしている場合に、当期純利益における保険金融収益または費用の算定

開示

- 企業は、その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定する金融資産が、IFRS第17号の適用を開始する際に表示する最も早い事業年度の期首現在の割引率を用いて、当期純利益における金融収益または費用を算定している保険契約と企業の資産・負債管理（ALM）を通じて関連付けられている場合には、その資産のOCI累計額の期首から期末までの調整表を開示する。

5 これらの特定の修正のリストについては、“November 2016 IASB staff paper 2E”のAppendix Bを参照。

6 認められる修正のリストについては、“November 2016 IASB staff paper 2E”のB8項を参照。

- 企業は、IFRS第17号で要求されるCSM、保険契約収益及び保険金融収益または費用に関するすべての開示を、以下の項目別に提供する。
 - 表示される最も早い事業年度の期首時点で存在する保険契約
 - 表示される最も早い事業年度の期首後に引き受けた保険契約
- 企業がIFRS第17号の適用を開始する際に、表示する最も早い事業年度の期首時点で存在する保険契約について開示したすべての事業年度において、企業は移行時の保険契約の測定方法を説明する。これは、適用された手法及び判断の内容及び重要性に関して、財務諸表利用者の理解に役立つであろう。

KPMGの所見

2016年11月のIASBの決定には、移行の複雑性と完全遡及アプローチを適用するのに必要となる、すべての過去情報を入手することの困難性（場合によっては、確かにできない可能性もあること）を認識したことが反映されている。「簡素化された」移行アプローチから修正遡及アプローチに変更する今回の改訂により、修正遡及アプローチを適用する機会が増え、完全遡及アプローチからの変更の程度が最小化されることによって、首尾一貫性及び比較可能性が改善される可能性がある。

対照的に、完全遡及アプローチの適用が実務上不可能な場合に、企業が修正遡及アプローチと公正価値アプローチを選択することを認めることによって、比較可能性が損なわれる可能性がある。また、IASBは、保険契約の公正価値を測定する方法について実質的な追加ガイダンスの作成予定もない。

今回の改訂によって、企業は、IFRS第17号の適用方法の決定において、会計方針の選択及び自らの判断の行使の機会が増える。したがって企業は、これらの規定及びIFRS第17号の適用のために、決定が必要となる様々な会計方針の選択の検討を開始することが重要となる。

残りの論点

IASBは、ドラフト作成プロセスで生じたその他の種々の論点について決定した。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、ドラフト作成プロセス及び上記で取り上げていない外部検証で生じた従前の決定に対するその他の変更点または明確化を行った点を要約して提案した。このリストは、IASBが審議したすべての論点を表示したものであり、これらは、公開草案「保険契約」(ED/2013/7、本公開草案)またはIASBが再審議において下した、従前の決定を変更するものである。審議された論点を網羅したリストを参照するには、“November 2016 IASB staff paper 2G”を参照。

論点	提案
契約の条件変更	
<p>参照：本公開草案第49項</p> <p>1名の回答者は、次の事項が生じた場合についても、契約の条件変更が必要となる条件にすべきであると指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none">- 組込デリバティブ、別個の投資要素または別個の財またはサービスのように、当初から存在していれば区分されたであろう要素の既存の契約への追加。	<p>IASBスタッフは、この意見に同意し、IFRS第17号に含めることを提案した。</p>
リスク調整の変動による金融要素のOCIにおける表示	
<p>参照：2016年6月のIASB会議⁷</p> <p>企業は、リスク調整の変動を金融要素と保険要素とに分解する必要はない。企業がリスク調整をこれらの要素に分解しない場合には、企業はその変動を引受業績の一部として表示する。企業はいずれの方法を適用してるかを開示する。</p> <p>回答者は、このような分解を行った企業がリスク調整の変動に関連する保険金融収益または費用の一部を当期純利益及びOCIに認識することを認められるか否かという疑問を呈した。</p>	<p>IASBスタッフは、現行の規定案を修正して、企業が契約グループに係るリスク調整の変動に関連する、保険金融収益または費用の一部を当期純利益及びOCIに認識することを認める旨を明確にすることを提案した。この方法は、契約グループ全体に係る金融収益または費用を表示する方法と整合的である。</p>

7 IFRS保険ニュースレター（2016年6月）を参照。

変動手数料アプローチの適用範囲

参照：IFRS第17号草案のB97項⁸

直接連動の有配当性契約は、以下の要件を満たす保険契約と定義する。

- 「契約条件」に、保険契約者が基礎となる項目の明確に、特定されたプールの割合に関与することが明記されている。
- 企業は、基礎となる項目からのリターンの、「重要な割合」と同額を保険契約者に対して支払うと見込んでいる。
- 企業が保険契約者に支払うと見込んでいるキャッシュフローの「重要な部分」は、基礎となる項目からのキャッシュフローに応じて変動することが見込まれている。

大半の回答者は、「契約条件」という用語は、推定的債務によって生じる条件が含まれるのか、あるいは法令または規制から生じる条件が含まれるかが、不明確であると述べた。

IASBスタッフは、基礎となる項目との連動性は、裁量の対象となるが、強制可能なものでなければならないというIASBの意図があることを指摘した。「強制可能」という概念は、IFRS第15号第10項の規定と整合すべきものである。

IASBスタッフは、契約が変動手数料アプローチの適用範囲か否かを、判定するためのガイダンスを追加することを提案した。

一部の回答者は、「重要な」という用語の意味が不明確であると述べた。

IASBスタッフは、この用語の適用には判断が必要になるというIASBの意図があることを指摘した。

IASBスタッフは、「重要な」という用語を含む要件は、企業の第一義的な義務が基礎となる項目の公正価値からサービスに対する変動手数料を控除した金額と同額を、保険契約者に支払うことである場合を識別することを目的としており、「重要な」という用語もその文脈で解釈すべきであることも指摘した。IASBスタッフは、このことをIFRS第17号で明らかにすることを提案した。

⁸ 正確な規定については、「IASB's August 2016 testing questionnaire」の'Topic 2 – Scope of the variable fee approach'を参照。

移行時の比較情報の表示	
<p>参照：IFRS第17号草案の付録C⁹</p> <p>一部の企業（例：米国SECに財務書類を提出している企業）は、2年以上の比較情報を提供しなければならない。1名の回答者は、IASBは適用開始日より前の2事業年度以上の比較情報の修正再表示の免除措置の提供を提案した。</p>	<p>IASBスタッフは、IFRS第10号「連結財務諸表」と整合する免除措置を追加し、IFRS第17号の適用開始日直前の事業年度の比較情報を調整して表示することのみを、企業に要求することを提案した。ただし、企業は、それより前の事業年度の比較情報を調整して表示することができるが、要求はされない。</p>
基準書におけるインフレの影響	
<p>一部の回答者は、インフレの会計上の取扱いに関するIFRS第17号草案の記述には不整合があると考えた。また、インフレを市場変数として取り扱うべきか否かは不明確であるとした。</p>	<p>IASBスタッフは、インフレ指数は金融変数とし、契約に特有のインフレは非金融変数とすることを明確にすることに同意し、提案を行った。</p>
保険契約の結合	
<p>参照：本公開草案の第8項</p> <p>回答者は、保険契約を結合する規定によって、契約が不適切に結合されるおそれがあることを懸念した。例えば、別個に発行されたものの、それぞれの料率が互いの契約の存在を前提に設定されている契約を結合することは、適切ではない場合があるが、この規定によると、それが適切なこととなる。</p>	<p>IASBスタッフは、この規定によって意図しない結果が生じることを指摘した。したがって、この規定を削除し、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(ED/2015/3)の第4.56項で提案した、契約の実質に従うべきことを定めたIFRSの一般原則と置き換えることを提案した。</p>
カバー期間前のキャッシュフロー	
<p>参照：本公開草案の第13項</p> <p>回答者は、「カバー期間前のキャッシュフロー」という用語が何を意味しているのかが不明確であると考えた。</p>	<p>IASBスタッフは、新契約費の定義を満たすキャッシュフローのみが、カバー期間の開始前に発生する可能性があることを指摘した。したがって、IASBスタッフは、「新契約費」のみを参照し、「カバー期間前のキャッシュフロー」への参照を削除することを提案した。</p>

9 正確な規定については、“IASB’s August 2016 testing questionnaire”の‘Topic 6 – Transition’を参照。

保険料配分アプローチ（PAA）を用いた保険契約収益の認識

参照：2014年9月のIASB会議¹⁰

PAAに基づき会計処理を行う契約の場合、保険契約収益は、時の経過に基づき認識される。ただし、予想されるリスクの解放パターンが時の経過に基づくものと著しく異なる場合には、保険金及び給付金の発生が予想される時期に基づき認識する。

一部の回答者は、企業はそれぞれの配分方法の間で変更ができるか否かが、不明確であると述べた。

IASBスタッフは、配分方法を将来に向けて変更することを認めることにより、企業が残存するCSMを、提供すべき残りのサービスに従って認識するという目的と整合することになると指摘した。したがって、IASBスタッフは、企業が配分方法を変更することを禁止しないことを提案した。

履行キャッシュフローに「すべての利用可能な情報」を含めることの一般的な目的

一部の回答者は、「すべての利用可能な情報」という用語を、他の基準書（例：IFRS第9号の減損規定）における類似の文言と整合的に使用することを提案した。

IASBスタッフは、適切な場合、この用語をIFRS第9号での使用方法（企業は過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いること）と同じように使用することを提案した。

IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に同意した。

KPMGの所見

企業と主な利害関係者は、今回の会議によって、IFRS第17号の最終的な規定について、より明確な理解が得られたはずである。

IFRS第17号の公表が見込まれる日から2021年1月1日の強制適用日まで約3年半あるものの、KPMGは、企業が（まだ開始していない場合には）可及的速やかにIFRS第17号の影響評価及びその適用計画の立案を開始することを推奨する。

10 IFRS保険ニュースレター（2014年9月）を参照。

別表：IASBの再審議の要約

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
コメント募集した論点		
契約上のサービス・マージン(CSM)のアンロック	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去に損失を認識した後、見積りに有利な変動が生じた場合、当該有利な変動は、過去に認識した損失のうち、将来のカバー及びその他のサービスに関連する損失の振戻しとなる範囲で、当期純利益を通じて認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の過去及び現在の見積りの差は、CSMがゼロを下回ることはないという前提で、CSMに加減される。結果として、過去及び現在の期間のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の変動は、CSMで調整されない。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実績調整または金融変数の仮定の変更によって生じる、将来キャッシュフローの現在価値の変動は、CSMで調整されない。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、実績調整を現在または過去のサービスに関連するものとみなし、将来キャッシュフローの見積りの変更を将来のサービスに関連するものとみなすことになる。ただし、これが当てはまらない状況には以下のものがある。 <ul style="list-style-type: none"> - 以下のような残存カバーに係る負債の変動 <ul style="list-style-type: none"> • 将来のサービスに関連して当期に支払われた保険料から生じる実績調整。これらの調整は、将来のサービスに関連するものである。 • 将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更をもたらす直接の原因となる実績調整を生じさせる事象の影響。これらの合算した影響は、当期純利益で認識する。実績調整は、契約のグループに係る将来の権利及び義務（すなわち、カバー単位の数）に変化を及ぼす場合にのみ、将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更の直接の原因となる。既存の権利及び義務の測定のみが変動する場合には、実績調整はその直接の原因とはならない。 - 発生保険金の見積りの変更。これは現在または過去のサービスに関連するものである。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は契約開始時に、契約に基づく裁量権をどうみなすかを規定し、その規定を適用してCSMに認識すべき裁量権のあるキャッシュフローの見積りの変更の影響を測定しなければならない。このような見積りの変更の影響をCSMに認識するのは、その見積りが一般的な測定モデルに基づき、将来のサービスに関連するものとみなされるためである。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無配当契約について、以下に対して基礎となる項目に係るリターンに影響されない名目キャッシュフローに対する割引率を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> - CSMに係る利息計上 - CSMを調整するキャッシュフローの現在価値の変動額の計算 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、以下を開示することとする。 <ul style="list-style-type: none"> - CSMの変動として会計処理している履行キャッシュフローの変動（変動手数料アプローチを適用している場合は除く） - 以下のいずれかにより、企業がCSMの残額を当期純利益で認識することを見込む時期に関する説明 <ul style="list-style-type: none"> • 適切な期間区分を使用した定量ベースの説明 • 定性的情報による説明 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
コメント募集した論点（続き）		
割引率の変動及び他の市場変動による影響をOCIで表示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、会計方針として、次のいずれかを選択できる。 <ul style="list-style-type: none"> - 割引率及びその他の市場の変動を、当期純利益とOCIとに分解する。 - 保険金融収益または費用を、現在測定ベースを用いて当期純利益に表示する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、市場変数の変動によってもたらされたキャッシュフローの金額の見積りの変動を、包括利益計算書において割引率の変動と整合的に、同じ場所に表示する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金融変数の仮定の変更によって生じた保険契約の測定の変動を当期純利益とOCIとに分解する目的は、予想保険金融収益または費用合計の契約の存続期間にわたる規則的な配分を当期純利益に表示することである。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 規則的な配分は、契約のキャッシュフローに影響を及ぼさない要因を参照することなく、契約の特性を基礎として行い¹¹、契約の終了時にOCI累計額がゼロとなるように行う。 <ul style="list-style-type: none"> - また、金融変数の仮定の変更が、保険契約者に対する支払金額に実質的な影響を「及ぼさない」保険契約の場合、規則的な配分は、契約の当初認識時に適用される割引率を用いて算定する。 - 金融変数の仮定の変更が保険契約者に対する支払金額に実質的な影響を「及ぼす」保険契約の場合、規則的な配分は、以下のうちのいずれか1つの方法で算定することができる。 <ul style="list-style-type: none"> • 定率法 • 保証利回りを使用して、保険契約者に支払うべき金額を算定する契約の場合、当期に保険契約者に付与する保証額及び将来の期間に付与する見込みの保証額に基づく配分 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 割引率の変動及び他の市場変数の変動による影響の表示に関連する会計方針の変更に對しても、IAS第8号の要求事項が修正されずに適用される。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適用ガイダンスを追加し、IAS第8号に従い、企業は、契約が含まれるポートフォリオ、保有する資産及び当該資産の会計処理方法を考慮して、類似する契約について一貫した会計方針を選択適用することを明確化する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が、割引率の変動及び他の市場変数の変動による影響をOCIに表示することを選択した場合、企業は、保険金融収益または費用の計算に用いた手法の説明を開示する。 	有

11 例えば、資産からの期待運用収益の認識によって履行キャッシュフローに影響を受けない場合には、予想金融収益または費用の配分もその運用収益の影響を受けないことになる。

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
コメント募集した論点（続き）		
割引率の変動及び他の市場変動による影響をOCIで表示（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、以下の開示を行うことによって、事業年度における保険金融収益または費用の合計額を説明する。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険金融収益または費用と企業が、保有する関連資産の投資リターンとの関係（当期純利益及びOCIに認識された正味の金融収益または費用の源泉を理解するのに十分な情報を投資家に提供するため） - 企業が当期純利益に表示している、保険金融収益または費用を計算するのに使用している方法 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、リスク調整の変動に関連する保険金融収益または費用の一部を、契約グループ全体に係る金融収益または費用を表示する方法と整合的に、当期純利益及びOCIに認識することが認められる。企業がこのような処理を行わない場合には、その変動を保険引受実績の一部として表示する。企業は、使用した手法を開示する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ PAAで会計処理される無配当契約については、企業が割引率の変動による影響をOCIで表示する場合、発生保険金に関する負債の利息費用を決定するために用いられる割引率は、保険金が発生した日におけるロック・インされた割引率である。これはPAAにおいて不利な契約に係る負債が計上される場合にも適用され、この場合、ロック・インされた割引率は不利な契約に係る負債が認識された日の割引率となる。 	有
保険契約収益	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険料の情報が、一般に理解されている収益の概念と一致しない場合には、企業は当該保険料の情報を包括利益計算書に表示してはならない。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、公開草案第56項から第59項、B88項からB91項に記載のとおり、保険契約収益を包括利益計算書に表示する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険契約資産または負債の構成要素に関する期首残高と期末残高の調整表 - 当期に認識された保険契約収益を、算定する際に用いられたインプット - 当期に新たに認識された保険契約が、財政状態計算書の金額に与える影響 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ PAAで会計処理される契約においては、保険契約収益は時の経過に基づき認識される。ただし、予想されたリスクの解放パターンが時の経過に基づくものと著しく異なる場合には、保険契約収益は保険金及び給付金の発生が予想される時期に基づいて認識される。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、残存する未配分保険料について、配分方法の変更を禁止されない。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当期純利益に認識した収益から当期に受け取った保険料への調整を行うよう要求する公開草案の第79項の開示は、削除する。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
直接連動の有配当契約		
変動手数料アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直接連動の有配当契約（すなわち、以下の要件を満たす契約）の場合、企業が契約から稼得すると見込む変動手数料の見積りの変動はCSMで調整される。 <ul style="list-style-type: none"> - 契約上、保険契約者は基礎となる項目の明確に特定されたプールにおける確定された割合に関与することが明記されている。 - 企業は、基礎となる項目からのリターンの重要な割合と同額を、保険契約者に対して支払うと見込んでいる。 - 企業が保険契約者に支払うと見込んでいるキャッシュフローの重要な部分は、基礎となる項目からのキャッシュフローに連動することが見込まれている。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約が変動手数料アプローチの適用範囲に含まれるか否かを評価する場合、基礎となる項目との連動性は、裁量の対象となるが、強制可能なものでなければならない。「強制可能」という概念は、IFRS第15号第10項の規定と整合すべきものである。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、直接連動の有配当契約の基礎となる項目である投資不動産、関連会社に対する投資、自社保有の有形固定資産、自己社債及び自己株式をFVTPLで測定することが認められる。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、変動手数料アプローチを出再保険契約にも受再保険契約にも適用しない。 	有
CSMの当期純利益への認識	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時の経過に基づき、CSMを当期純利益に認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎となる項目に影響を及ぼさない、財務リスク以外のリスクから生じる実績調整及び将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変更の直接の原因となる実績調整は、当期純利益に認識する。 	有
直接連動の有配当契約についてヘッジ活動から生じる会計上のミスマッチの会計処理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が変動手数料アプローチを用いて保険契約を測定し、FVTPLで測定するデリバティブを用いて財務リスクを低減している場合には、企業は、履行キャッシュフローを用いて算定される、これらの財務リスクの変化の影響をCSMから除外することが認められる。ただし、以下のすべての要件を満たす場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> - 当該リスク軽減が企業のリスク管理戦略と整合している。 - 財務リスクとデリバティブの間に経済的相殺がある。すなわち、財務リスクとデリバティブの価値またはキャッシュフローは、軽減されるリスクの変動に対して同様に反応するため一般的に反対方向に動く。企業は、経済的相殺を評価する上で会計上の測定の違いを考慮しない。 - 信用リスクが経済的相殺に影響を与えないこと。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は以下を行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 財務リスクの価値の変動を当期純利益に認識し始める前に、保険契約に組み込まれた財務リスクを軽減するためにデリバティブを使用するための、リスク管理目的とリスク管理戦略を文書化する。 - 経済的相殺が、もはや存在しなくなった日から将来に向かって、財務リスクの価値の変動を当期純利益に認識することを中止する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、当期純利益に認識している財務リスクの価値の変動を開示する。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
直接連動の有配当契約（続き）		
市場変動から生じる変動の分解 — 経済的ミスマッチのない直接有配当契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直接連動の有配当保険契約について、企業がその基礎となる項目を保有している場合、企業は以下のいずれかの会計方針の選択を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 損益計算書の当期の保険金融収益または費用に含める。 - 損益計算書に含める、当期の保険金融収益または費用を保有する基礎となる項目から生じる保険金融収益または費用との会計上のミスマッチを解消する金額に分解する（当期簿価利回り（CPBY）アプローチ）。当期純利益に認識した保険金融収益または費用と市場変数の変動から生じる契約の価値変動との差額は、OCIに認識する。 	有
ミラーリング・アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が当期簿価利回りアプローチへの、または当期簿価利回りアプローチからの変更を行う場合、以下を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> - OCI累計額の期首残高を修正再表示しない。 - 以下のとおり、変更した事業年度及び将来事業年度において、変更日におけるOCI累計額の残高を当期純利益に認識する。 <ul style="list-style-type: none"> • 企業が従来、異なるアプローチを適用していた場合、変更前と同じ仮定を用いて決定した金利を使用してOCI累計額の残高を当期純利益に認識する。 • 企業が従来、当期簿価利回りアプローチを適用していた場合、変更前と同じ仮定を用いて、OCI累計額の残高を当期純利益に引き続き認識する。 - 前期の比較情報を修正再表示しない。 - アプローチの変更が生じた期に、以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> • 変更の理由及び財務諸表の各項目に与える変更の影響 • 当期簿価利回りアプローチを適用しなくなった契約（以前は適用していた）の価値及び当期簿価利回りアプローチを適用することとなった契約（以前は適用していなかった）の価値 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
移行		
移行	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="336 472 1321 573">■ 企業は、遡及適用が実務上不可能である場合を除き、IFRS第17号をIAS第8号に準拠して遡及的に適用する。 <li data-bbox="336 573 1321 734">■ 企業が遡及してグループを識別することができない保険契約の場合、及び遡及適用が実務上不可能な保険契約のグループの場合、企業は、修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチを選択することが認められる。修正遡及アプローチが実務上不可能な場合には、企業は公正価値アプローチを用いなければならない。 <li data-bbox="336 734 1321 869">■ 企業がデリバティブを用いて（変動手数料アプローチの対象である）保険契約から生じる財務リスクを低減している場合には、企業は、特定の要件を満たしていれば、その財務リスクの変化の影響を将来に向かってCSMから除外することが認められる。 <li data-bbox="336 869 1321 1003">■ 修正遡及アプローチの目的は、合理的で裏付け可能な情報を用いて、遡及適用に最も近い結果をもたらすことである。したがって、企業は特定の修正を用いることが認められるが、修正遡及アプローチの目的を果たすのに必要な最低限の修正のみ行うことになる。 <li data-bbox="336 1003 1321 1137">■ 修正遡及アプローチを適用するにあたって、企業は、完全遡及アプローチを適用するために用いたであろう情報を最大限に利用することになるが、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な情報のみを用いる必要がある。 <li data-bbox="336 1137 1321 1339">■ 修正遡及アプローチの適用に関して、表示される最も早い事業年度の期首におけるリスク調整として、当初認識時のリスク調整を見積ることに代えて、企業は、表示される最も早い事業年度の期首におけるリスク調整に、その時点までに予想されるリスク解放を調整して、リスク調整を見積ることができる。予想されたリスクの解放は、表示される最も早い事業年度に発行された類似の保険契約のリスク解放を参照して決定する。 <li data-bbox="336 1339 1321 1727">■ 完全な遡及適用が実務上不可能であるような環境では、市場変数の変動によりキャッシュフローの金額が変動する契約の保険金融収益または費用（及びOCI累計額）を決定するアプローチは、以下のように修正される。 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="384 1473 1321 1608">- 保険金融収益または費用を規則的な配分で、当期純利益に表示することを目的とする契約については、企業は、最も古い市場変数の仮定を、最初にIFRS第17号を適用する際に生じる市場変数の仮定であるとみなす。したがって、IFRS第17号を最初に適用する時において、OCI累計額の残高はゼロとなる。 <li data-bbox="384 1630 1321 1727">- 当期簿価利回りアプローチを適用する契約については、保険金融収益または費用は、企業が保有する項目について、当期純利益に表示される利得（または損失）と同額かつ反対の符号となる。 <li data-bbox="336 1727 1321 1899">■ 移行前に認識の中止を行った契約の影響は、移行時のCSMの計算に組み入れられるものの、企業は、移行時の各グループで保有する契約のうち、最も早い開始日より前に認識の中止を行った契約の移行時のCSMに対する影響は、ゼロと仮定することが認められる。 <li data-bbox="336 1899 1321 2024">■ 公正価値アプローチを適用する契約の、表示される最も早い事業年度の期首現在のCSMは、その時点の保険契約の公正価値と履行キャッシュフローの測定額との差額となる。 	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1321 472 1501 573">無 <li data-bbox="1321 573 1501 734">有 <li data-bbox="1321 734 1501 869">有 <li data-bbox="1321 869 1501 1003">有 <li data-bbox="1321 1003 1501 1137">有 <li data-bbox="1321 1137 1501 1339">有 <li data-bbox="1321 1339 1501 1727">有 <li data-bbox="1321 1727 1501 1899">有 <li data-bbox="1321 1899 1501 2024">有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
移行（続き）		
移行（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 修正遡及アプローチか公正価値アプローチのいずれかを用いて測定される契約が存在する場合には、各表示事業年度において、企業は以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 移行時及びその後の事業年度における、算定した財務諸表上の金額。 - 以下のアプローチを利用して測定された契約別に、公開草案のC8項で提案された情報。 <ul style="list-style-type: none"> - 修正遡及アプローチ - 公正価値アプローチ 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変動手数料アプローチを用いて会計処理する契約について、移行時に修正遡及アプローチを適用する場合には、表示される最も早い事業年度の期首日現在のCSMを以下のように測定する。 <ul style="list-style-type: none"> - 表示される最も早い事業年度の、期首日現在の基礎となる項目のリターンの公正価値全額から、以下を控除。 <ul style="list-style-type: none"> - 表示される最も早い事業年度の、期首日現在の履行キャッシュフロー（その契約の開始時から表示される、最も早い事業年度の期首日までの間にすでに発生した関連するキャッシュフローを反映するように調整した金額）。 - 表示される最も早い事業年度の、期首より前に提供したサービスに関連する、契約上のサービスに対する手数料の累計額。企業は、この金額を契約のグループの総カバー単位と残存カバー単位を比較することによって見積る。 	有
移行規定－金融資産の分類及び測定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上書きアプローチに基づき、保険事業に関連する金融資産を識別するアプローチに合わせて、IFRS第17号への移行時における、金融資産の管理に関する事業モデルの再評価を、企業が保険事業に関連するものとして指定した金融資産に対して適用することを企業に認める。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第17号への移行時における、金融資産の管理に関する事業モデルの再評価、公正価値オプション（FVO）に基づく金融資産の指定及び指定の取消、並びに資本性金融商品への投資のOCIでの表示の選択は、その基準書の当初適用時（すなわち、表示される最も早い事業年度の期首）に存在する事実及び状況に基づき行う。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 追加の移行規定を適用したことによる分類は、遡及適用することとし、追加の移行規定を適用した結果、金融資産の分類及び測定に変更が生じたことによる累積的影響額は、利益剰余金またはOCI累計額の期首残高で認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、移行規定を適用する金融資産の指定に関する方針を開示する。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
移行（続き）		
移行規定－金融資産の分類及び測定（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第17号の移行規定を適用した結果、金融資産の分類及び測定に変更があった場合には、企業は、金融資産の種類別に以下を開示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 当初適用を行う直前の測定区分及び帳簿価額 - 移行規定を適用したことによる、新たな測定区分及び算定された帳簿価額 - 過去にFVOの指定をしたが、今後はFVOの指定をしない金融資産の財政状態計算書上の金額（企業が指定の取消をしなければならないものと、指定の取消を選択したものとを区別する） - 当初適用の結果分類が変更した金融資産に対して、企業がどのように移行規定を適用したかを、財務諸表利用者が理解することのできる、以下のような定性的情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融資産のFVOの指定または指定の取消をした理由 ・ 企業が事業モデルの再評価に際して異なる結論を下した理由の説明 	有
移行規定－比較情報の修正再表示	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第17号の当初適用時に、企業は以下を行うこととする。 <ul style="list-style-type: none"> - 企業は、保険契約に関する比較情報を修正再表示しなければならない。 - 企業が過去にIFRS第9号を適用していた場合には、新たな保険契約に関する基準書の適用時に金融資産に関する、比較情報を修正再表示することが認められる（ただし、要求はされない）。なお、それが認められるのは、事後的判断を用いずに修正再表示が可能な場合のみであり、かつ企業が金融資産の分類及び測定に関する移行規定を適用することを選択している場合である。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、IFRS第17号の適用開始日直前の年次報告事業年度の比較情報を調整して、表示しなければならない。ただし、企業は、それより前の事業年度の比較情報を調整して、表示することができるが、要求はされない。 	有
その他の論点		
固定料金のサービス契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は公開草案第7項（e）の要件を満たした固定料金のサービス契約に対して、IFRS第15号を適用することができる（強制ではない）。 	有
保険契約の結合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本公開草案の第8項の規定は、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（ED/2015/3）の第4.56項で提案した、契約の実質に従うべきことを定めたIFRSの一般原則に置き換えられる予定である。 	有
組込デリバティブの分離	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、IFRS第9号を適用して分離すべき組込デリバティブが、あるか否かを判定することが要求される。分離すべき組込デリバティブがある場合には、そのデリバティブの会計処理方法を決定しなければならない。 	無
カバー期間前のキャッシュフロー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新契約費の定義を満たす、キャッシュフローのみがカバー期間の開始前に発生する可能性がある。したがって、IFRS第17号を通じて「カバー期間前のキャッシュフロー」への参照をすべて削除し、このような事例では「新契約費」のみを参照する。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
その他の論点		
契約の条件変更	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存の契約に追加された要素について、その要素が当初から存在していれば区分されたであろう場合には、その要素の追加によって、当初契約の認識の中止及び新規契約の認識が行われる。 	有
利用可能な情報	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第17号は、保険契約を測定する際に「すべての利用可能な情報」を考慮する必要性について触れている。企業は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いてこの目的を達成する。 	有
インフレ	<ul style="list-style-type: none"> ■ インフレ指数は金融変数とみなされるが、契約に特有のインフレは非金融変数とみなされる。 	有
重要な保険リスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発行者が現在価値ベースで、損失を被る可能性がある場合にのみ、重要な保険リスクが生じることを明確化するため、公開草案のガイダンスが修正される。 	有
ポートフォリオの移転及び企業結合	<ul style="list-style-type: none"> ■ ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約は、ポートフォリオの移転または企業結合の日に発行されたものとして、会計処理することを明確化するため、公開草案の第43-45項が修正される。 	無
観察可能なデータがない場合の割引率の決定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約のキャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する割引率は、保険契約のキャッシュフローと同じ特徴を有する商品の観察可能な現在の市場価格と整合する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 割引率の決定にあたり、企業は以下の判断を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 観察可能な取引と測定対象の保険契約の差について調整するために、観察可能なインプットに適切な調整を確実に行う。 - その状況において利用可能な、最善の情報を用いて観察不能なインプットを設定する。利用可能な最善の情報以外の情報についても、市場参加者が、それらのインプットを評価する方法を反映するという目的と整合するようにする。したがって、観察不能なインプットは、利用可能な関連する市場データと矛盾するものであってはならない。 	有
再保険契約から生じる利得の非対称な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初認識後において、元受契約の将来キャッシュフローの見積りの変動が即時に当期純利益に認識される場合、当該変動により生じる再保険契約の将来キャッシュフローの見積りの変動は、当期純利益に認識しなければならない。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
その他の論点（続き）		
集約のレベル	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約に関する基準書の目的は、個々の保険契約の測定の原則を提供することであるが、その目的を達成できるのであれば、企業は保険契約を集約することができることを明確化する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ CSMの調整及び配分の目的は、報告日現在のCSMが契約のグループについて提供される、将来のサービスに対する利益を表すことである。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、契約のグループに係るCSMを時の経過に基づき配分することになる。したがって、CSMは当期及び予想される残存カバー期間にわたって配分されることになり、その配分は、グループ内の契約の予想されるデュレーション及び規模を反映して、カバー単位に基づき行われることになる。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約ポートフォリオとは、同様のリスクにさらされており、かつ単一のプールとして一括して管理されている契約のグループである。各商品（例：年金）に含まれる契約は同様のリスクを有していることが見込まれるため、異なる種類の商品に含まれる契約は同じポートフォリオ内にはないことが見込まれる。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、当初認識時に不利な契約を識別し、当初認識時に不利ではない契約とは別のグループにすることが要求される。また、企業は、当初認識時に利用可能な情報に基づき契約を他の契約と同じグループにすることが可能であると判断できる場合には、それらの契約を一体として測定することができる。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、当初認識時に不利ではない保険契約について、ポートフォリオを2つのグループ（不利になる重要なリスクがない契約のグループとその他の収益性がある契約のグループ）に分けることによって測定することが要求される。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、グループ内の契約が不利になるリスクを、見積りの変更に関する企業の内部報告と統合的な方法で評価する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、グループ内の契約が不利になるリスクを、発生すればその契約が不利となる見積りの変更に対する履行キャッシュフローの感応度に基づき評価する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、ポートフォリオをさらに分けることが認められる。例えば、企業の内部報告で契約が不利になるリスクを区別する情報が提供されている場合に、それが認められる。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、発行が1年超離れている契約を同じグループにすることは禁止される。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初認識後におけるCSMを測定する際、企業が契約を集約し、それが保険契約に関する基準書の目的に適合する方法についての例を提供する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、CSMに係る利息の計上について、平均期間が1年以内である加重平均割引率を用いることが認められる。 	有
項目の表示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、変動手数料アプローチを用いて測定した契約に関する項目を、独立の科目で表示する必要はない。 	無
IFRS第15号の開示規定との比較可能性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、適用している実務上の便法を開示しなければならない。 	有

マイルストーンと今後のスケジュール

2007年5月、IASBはディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表した。また、2013年6月に本公開草案を発行し、保険契約の改訂案を再公開してコメントを求めた。

2014年1月から、IASBは公開草案を通して挙げられた問題点について再審議を行っている。

その他の基準書との関係

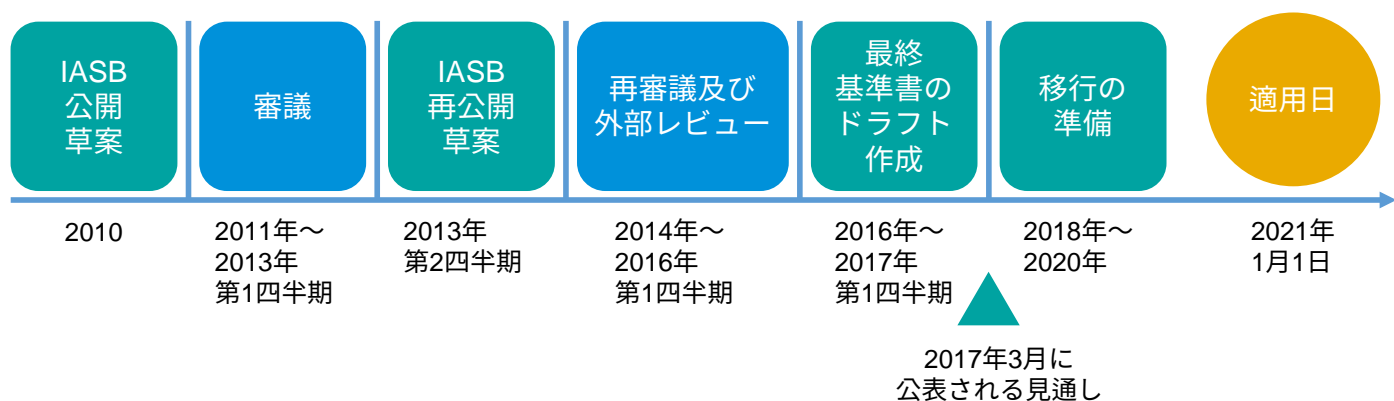
IASBはその再審議過程において、保険契約の会計が他の既存または将来の基準と整合しているかについても検討しており、その中には新しい収益認識に係る基準書（IFRS第15号¹²）が含まれている。

IASBは、IFRS第9号¹³が保険者の投資の大部分をカバーすることから、IFRS第9号とIFRS第17号がどのように関係するかも検討した。2016年9月、IASBはIFRS第4号「保険契約」の改訂を公表し、IFRS第9号とIFRS第17号の適用日が異なることから生じる問題の一部に対処した。

これらの改訂に関する詳しい情報及び分析は、(KPMGの刊行物「First Impressions」及び「SlideShare presentation」並びにIASBの改訂案についての再審議を含む) [Insurance topic page](#)を参照のこと。

¹² IFRS最終基準書の詳細 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及び「IFRS最新提案の解説：公開草案「IFRS第15号の明確化」」を参照。

¹³ IFRS最終基準書の初見分析 IFRS第9号「金融商品」を参照。



KPMGの出版物はプロジェクトの異なる側面を検討しています。

KPMGの出版物	
1	First Impressions: Amendments to IFRS 4 (September 2016)
2	SlideShare presentation: Insurance amendments (September 2016)
3	New insurance contracts standard – It’s time to engage (July 2016)
4	IFRS Newsletter: Insurance (issued after IASB deliberations)
5	New on the Horizon: Insurance contracts (July 2013)
6	Challenges posed to insurers by IFRS 9’s classification and measurement requirements
7	Evolving Insurance Risk and Regulation: Preparing for the future (June 2016)

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報（IASBの保険の提案に関するKPMGの出版物を含む）は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。また、本ニュースレターではFASBの保険契約プロジェクトの動向について取り上げていませんが、ウェブサイトでは2014年2月以降のFASBの保険契約に関する情報も掲載されています。2014年2月以降のFASBの保険契約プロジェクトに関する詳細な情報は、[Issues&Trends in Insurance](#)をご参照ください。

[IASBのウェブサイト](#)及びFASBのウェブサイトには、ボード会議の概要、会議配布資料、プロジェクトの要旨、ステータス・アップデートが掲載されています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2016年11月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS保険ニュースレター（IFRS – Insurance Newsletter）は、KPMGが提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。